

正誤

ページ段 行 誤 正

平成十七年三月三十一日（号外第七十二号）国土交通省告示第三百八十七号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

| | |
|-----|-------------------------------|
| 百十二 | 終りから |
| 一 | 十八 |
| | 一部を次のように改め、平成十七年三月三十一日から適用する。 |
| | 一部を次のように改める。 |

百十二ページ二段終わりから十行目から三段十八行目までは次のとおりの誤り。

7 保安基準第二十二条の三第四項及び細目告示第三十条第四項の規定が適用される自動車のうち平

成二十年八月三十一日までに製作された自動車（平成十七年九月一日以降に法第七十五条第一項の

規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成十七年八月三十一日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車から、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項について変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示別添三十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第二百五十四号）による改正前の細目告示別添三十三に適合するものであればよい。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第六項の次に一項を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。